

不動産の所有者の

岐阜地方法務局

住所・名前の変更登記 はお済みですか？



住所・名前の変更登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、**令和8年4月1日**から不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されました。
- ・ **個人も法人も**、変更の日から**2年以内**に登記をしていただく必要があります。
- ・ 令和8年4月1日より前に住所等を変更した場合は、**令和10年3月31日まで**に変更登記をしていただく必要があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続きをしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法定相続情報一覧図を無料で交付します！

法定相続情報証明制度

